

2022年11月15日号

人材開発支援助成金制度を活用！

従業員の成長は会社の成長につながる

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.47

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の常友でございます。

本日は、「人材開発支援助成金」についてご紹介します。

「人材開発支援助成金」とは、従業員の職業能力向上のための訓練を実施した事業主に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。本制度には、下記8つのコースがありますのでご確認ください。

1 特定訓練コース

正社員に対してOJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者への訓練、労働生産性の向上に資する訓練等効果が高い10時間以上の訓練を実施した場合

2 一般訓練コース

正社員に対して職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を実施した場合

3 教育訓練等休暇付与コース

有給教育訓練休暇制度を導入し、正社員が当該休暇を取得して自発的に訓練を受けた場合

4 特別育成訓練コース

有期契約労働者等に対して人材育成のための職業訓練（一般職業訓練、有期実習型訓練）を実施した場合

5 建設労働者認定訓練コース

建設業の中小事業主、または中小事業主団体が認定訓練を実施、または建設労働者に受講させた場合

6 建設労働者技能実習コース

建設業の事業主、または事業主団体が建設労働者にキャリアに応じた技能実習を受講させた場合

7 障害者職業能力開発コース

障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施した場合

8 人への投資促進コース

デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練（サブスクリプション型）等を実施した場合

人材育成には時間と費用がかかりますが、従業員の成長を促すことにより会社としての成長にもつながるため必要不可欠なものです。また、人材育成は会社にとって必要十分であることが重要になります。

将来の会社の在り方を踏まえ、ぜひこの機会に、自社の目的や目標に合う人材育成方法について検討してみませんか。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
